

亀山市告示第70号

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年亀山市告示第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(令和2年3月17日以後における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例)</p> <p>4 当分の間、令和2年3月17日以後に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、</p>	<p>附 則 (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(令和2年3月17日以後における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例)</p> <p>4 当分の間、令和2年3月17日以後に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、</p>

第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定にする新型コロナウイルス感染症病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。）」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間（新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。）」とし、第6条中「1パーセント」とあるのは「1.22パーセント」とする。

第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定にする新型コロナウイルス感染症病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。）」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間（新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。）」とし、第6条中「1パーセント」とあるのは「1.21パーセント」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の附則第4項の規定は、令和4年3月1日以後に融資機関が行った貸付について適用し、同日前に融資機関が行った貸付については、なお従前の例による。